

## 議案第35号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、<u>活力ある地域社会の実現に資する活動への従事</u>その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>(特別休暇)</p>	<p>(特別休暇)</p>

<p>第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故、活力ある地域社会の実現に資する活動への従事その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。